○鳩山町文化財マスコットキャラクター使用要綱

令和８年４月１日教育委員会告示第３号

鳩山町文化財マスコットキャラクター使用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、鳩山町文化財マスコットキャラクター「かまっぽー」（以下「キャラクター」という。）のデザインを使用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、鳩山町のイメージアップを図るとともに、地域資源や文化財等を広く普及宣伝し、地域振興に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

（１）　商品　販売を目的として製造した製品等及びそれに準ずるものをいう。

（２）　景品　商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。

（３）　広告　商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

（景品又は広告など商品以外を目的とした使用の申込み）

第３条　景品・広告宣伝など商品以外の用途でキャラクターのデザインを使用するときは、鳩山町文化財マスコットキャラクター使用（変更）申込書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）　国又は地方公共団体が使用するとき。

（２）　学校等が教育の目的で使用するとき。

（３）　新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的に使用するとき。

（４）　前各号のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

２　教育委員会は、前項による使用申込の目的が、第１条の規定に適合すると認めたときは、鳩山町文化財マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第２号）を交付するものとする。

（商品使用の申請）

第４条　商品にキャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、鳩山町文化財マスコットキャラクター商品使用（変更）承認申請書（様式第３号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。使用承認の内容を変更しようとする場合についても同様とする。

２　教育委員会は、前項による使用請書の目的が第１条の規定に適合すると認めたときは、鳩山町

文化財マスコットキャラクター商品使用（変更）承認書（様式第４号）を交付するものとする。

３　キャラクターのデザイン使用が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、これを承認しないものとし、鳩山町文化財マスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第５号）を交付するものとする。

（１）　第１条に掲げる目的に反すると認められるとき。

（２）　鳩山町の信用又は品位を害すると認められるとき。

（３）　鳩山町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第２条に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することと認められるとき。

（４）　特定の政治、思想、宗教の活動に利用されると認められるとき。

（５）　特定の個人又は団体の売名に利用されると認められるとき。

（６）　不当な利益を得るために利用されると認められるとき。

（７）　鳩山町の事業又は教育委員会の認めた関連事業を推進する上で支障となると認められるとき。

（８）　キャラクターのデザインの正しい使用方法に従って使用しないと認められるとき。

（９）　法令及び公序良俗に反すると認められるとき。

(10)　その他、承認することが不適当と認められるとき。

（使用承認後の手続）

第５条　商品の使用承認を受けた者は、商品の発売前に完成品を教育委員会に提出するものとする。ただし、製品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

（使用上の遵守事項）

第６条　使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（１）　承認された用途のみに使用し、教育委員会の指示するデザインマニュアルに従うこと。

（２）　キャラクターのイメージ、信用性等を損うことがないよう適正に使用するとともに、安全性、品質についても十分な配慮をすること。

（３）　日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、その他各種法令を遵守すること。

（４）　当該使用に係る物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

（使用の取消し）

第７条　教育委員会は、キャラクターのデザインが使用承認基準及び承認内容に違反していると認

められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

２　前項の取消しは、鳩山町文化財マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第６号）をもって行う。

３　教育委員会は、第１項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る別件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。

４　教育委員会は、承認を得ずにキャラクターのデザインを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。

５　取消し等に伴う使用物件の回収費等は、使用者の負担とする。

（使用料）

第８条　使用承認を受けた者に対するキャラクターの使用料は、無料とする。

（損失補償等の責任）

第９条　キャラクターのデザインの使用に係る損失補償等については、使用者が責任を負うものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）
様式第１号(第３条関係)

年　　月　　日

承認番号第　　号

鳩山町教育長　　宛て

団体名
申込者
代表者

鳩山町文化財マスコットキャラクター使用（変更）申込書

次のとおり鳩山町文化財マスコットキャラクターの使用（変更）を申し込みいたします。なお、デザインの使用にあたっては、鳩山町で定める「鳩山町文化財マスコットキャラクター使用規程」及び「デザインマニュアル」を遵守します。

使　用　媒　体	紙　・　データ（メール添付）・　その他［　　］
使　用　期　間	年　　月　　日（　）　～　　年　　月　　日（　）
使　用　目　的	
発行（製作）数	
送付を希望するデータ形式	□JPEG　　□PNG　　□既に持っているので不要

担　当　者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申込者　住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話　番　号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先　F　A　X　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
メールアドレス　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第３条関係）
様式第２号(第３条関係)

承認番号第　　号

鳩山町文化財マスコットキャラクター使用(変更)承認書

年　　月　　日

様

鳩山町長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました鳩山町文化財マスコットキャラクターの使用（変更）については，下記のとおり承認します。

記

1　承認内容

(1)　鳩山町文化財マスコットキャラクター使用(変更)申請書の申請内容どおりに使用すること。

(2)　鳩山町文化財マスコットキャラクター使用規程を遵守すること。

2　鳩山町文化財マスコットキャラクターデータの受け渡し

・紙

・データ（メール添付）
イメージキャラクター使用申込書に記入されたメールアドレスに添付して送付します。

・その他　［　　］

様式第３号（第４条関係）
様式第３号(第４条関係)　　年　　月　　日

承認番号第　　号

鳩山町教育長　　宛て

住　　所
企業名・団体名
代　表　者
電　　話

鳩山町文化財マスコットキャラクター商品使用（変更）承認申請書

鳩山町文化財マスコットキャラクターの商品への使用に関し、次のとおり申請します。

使用する商品の種類・品種等（具体的にご記入ください）

□　食　品	
□　衣料品	
□　文　具	
□　おもちゃ	
□　雑　貨	
□　その他	

商品等の製造個数・単価等

商　品　名	
販売価格等	卸値　@　　円、税込販売単価　　円
製造個数	総　数　　個
販売期間	年　月　日　～　年　月　日
販売計画 販売ルート等	

※注意事項
1　申請の際、企業・団体等の概要がわかる書類を添付（返却不可）してください。
2　販売期間は、許可予定日を含む年度から５年度以内の期間で設定してください。

本申請にあたり、以下を誓約します。
1　鳩山町文化財マスコットキャラクター商品使用（変更）承認申請書、その他提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
2　鳩山町文化財マスコットキャラクター商品使用（変更）承認の審査結果について一切の異議申し立てはいたしません。
3　規程にない事項について、鳩山町の指示に従います。

様式第４号（第４条関係）

様式第４号(第４条関係)　　年　　月　　日

承認番号第　　号

様

鳩山町長　　印

鳩山町文化財マスコットキャラクター商品使用（変更）承認書

年　　月　　日付けで申請のありました鳩山町文化財マスコットキャラクターの商品への使用（変更）については，下記のとおり承認します。

記

□　食　品	
□　衣料品	
□　文　具	
□　おもちゃ	
□　雑　貨	
□　その他	

商品等の製造個数・単価等

商　品　名	
販売価格等	卸値　@　　円、税込販売単価　　円
製造個数	総　数　　個
販売期間	年　月　日　～　年　月　日
販売計画 販売ルート等	

様式第５号（第４条関係）
様式第５号(第４条関係)

鳩山町文化財マスコットキャラクター使用(変更)不承認通知書

年　　月　　日

様

鳩山町長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました鳩山町文化財マスコットキャラクターの使用(変更)については、下記の理由により不承認といたします。

記

不承認理由

(教示)

1　審査請求について

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第６号（第７条関係）
様式第6号(第7条関係)

鳩山町文化財マスコットキャラクター

使用承認取消通知書

年　　月　　日

様

鳩山町長　　印

　　年　　月　　日付けで承認した、承認番号第　　号に係る鳩山町文化財マスコットキャラクターの使用については、下記の理由により使用承認を取消しいたします。

記

取消理由

（教示）

1　審査請求について

　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。